

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
※防災基本計画の修正を踏まえ、宮城県地域防災計画津波災害対策編における「平常時」の表記は、全て「平時」と修正します。また、見出し記号「イ・ロ・ハ」を「ア・イ・ウ」に改めます。個別に新旧対照は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前欄もそれぞれ修正後の表記としています。（なお、地震災害対策編及び風水害等災害対策編も同様です）。			
	第1章 総則	第1章 総則	
8	<p>第5節 宮城県の津波被害</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 東日本大震災の津波災害の概況</p> <p>1 津波観測状況</p> <p>「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを<u>越える</u>津波の痕跡が確認されている。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 宮城県の津波被害</p> <p>第1及び第2 (略)</p> <p>第3 東日本大震災の津波災害の概況</p> <p>1 津波観測状況</p> <p>「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島で1m以上の津波を観測した。また、津波観測施設及びその周辺地域において現地調査を実施し、津波の痕跡の位置等をもとに津波の高さの推定を行った結果、地点によっては10mを<u>超える</u>津波の痕跡が確認されている。</p> <p>(略)</p>	➤ 表現の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
26	第4節 交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u>	第4節 交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u>	➤ 社名の修正
34	第7節 ライフライン施設等の予防対策 〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）宮城事業部</u> 第1から第9まで (略)	第7節 ライフライン施設等の予防対策 〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）宮城事業部</u> 第1から第9まで (略)	➤ 社名変更
37	(新設)	<u>第10 災害用井戸・湧水</u> <u>地震編 第2章 第8節の「第10 災害用井戸・湧水」を準用する。</u>	➤ 防災基本計画の修正
39	第9節 防災知識の普及 〈主な実施機関〉 (略) <u>東日本電信電話（株）宮城事業部</u> 第1 (略) 第2 防災知識の普及、徹底 1 (略) 2 住民等への防災知識の普及 (1) から (3) まで (略)	第9節 防災知識の普及 〈主な実施機関〉 (略) <u>NTT東日本（株）宮城事業部</u> 第1 (略) 第2 防災知識の普及、徹底 1 (略) 2 住民等への防災知識の普及 (1) から (3) まで (略)	➤ 社名変更

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
42	<p>(4) 普及・啓発の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住民等への普及・啓発事項 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①から⑧まで (略)</p> <p>⑨ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>一</u>での飼養についての準備 <p>(略)</p> <p>⑩ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の人々と協力して行う救助活動 ・自動車運行の自粛 ・<u>二</u>その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合にとるべき行動 <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(4) 普及・啓発の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 住民等への普及・啓発事項 (略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>①から⑧まで (略)</p> <p>⑨ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所<u>等</u>での飼養についての準備 <p>(略)</p> <p>⑩ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の人々と協力して行う救助活動 ・自動車運行の自粛 ・<u>三</u>その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合にとるべき行動 <p>(略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正 ➤ 表現の適正化</p>
42	<p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u>宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び沿岸市町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>NTT東日本（株）</u>宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び沿岸市町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>➤ 社名変更</p>
43	<p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>指定</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>	<p>(8) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底</p> <p>県及び市町村は、災害発生後に、<u>一</u>避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
55	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>＜主な実施機関＞</p> <p>（略）</p> <p><u>東日本電信電話（株）</u> 宮城事業部</p> <p>第1及び第2 （略）</p>	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>＜主な実施機関＞</p> <p>（略）</p> <p><u>NTT東日本（株）</u> 宮城事業部</p> <p>第1及び第2 （略）</p>	➤ 社名変更
56	<p>第3 避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1 県の対応</p> <p>県は、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。また、津波注意報・津波警報・大津波警報について<u>通報</u>を受けたときは、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）による伝達と併せて電子メールにて沿岸市町及び沿岸消防本部へ通知し、関係市町へは<u>電話連絡</u>を行う。</p>	<p>第3 避難指示等の伝達体制の整備</p> <p>1 県の対応</p> <p>県は、「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を活用し、仙台管区気象台からの津波警報等を迅速に沿岸市町に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に転送し、初動体制の確立を図る。また、津波注意報・津波警報・大津波警報について<u>発表</u>を受けたときは、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）による伝達と併せて電子メールにて沿岸市町及び沿岸消防本部へ通知し、関係市町へは<u>必要な情報の伝達</u>を行う。</p>	➤ 表現の適正化
58	<p>2及び3 （略）</p> <p>4 第二管区海上保安本部の対応</p> <p>（1）迅速・的確な伝達体制の確立</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>ウ 航行船舶に対する伝達</p> <p>航行船舶に対しては、<u>航行警報、安全通信等</u>により周知する。</p>	<p>2及び3 （略）</p> <p>4 第二管区海上保安本部の対応</p> <p>（1）迅速・的確な伝達体制の確立</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>ウ 航行船舶に対する伝達</p> <p>航行船舶に対しては、<u>航行警報等</u>により周知する。</p>	➤ 海上保安庁防災業務計画と統一
58	<p>エ 沿岸地域の住民、海水浴客等に対する伝達</p> <p>被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、<u>船艇</u>・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>エ 沿岸地域の住民、海水浴客等に対する伝達</p> <p>被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、<u>巡視船艇</u>・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。</p> <p>（2）（略）</p>	➤ 用語の統一
58	<p>5 <u>東日本電信電話株式会社</u>の対応</p> <p>（略）</p>	<p>5 <u>NTT東日本株式会社</u>の対応</p> <p>（略）</p>	➤ 社名変更

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
62	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。</p> <p>この場合において、同節第2-2中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）とあるのは「宮城県に津波注意報が発表されたとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したとき」とあるのは「津波警報が発表されたとき」と、第3-1中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>地震編 第2章の「第17節 職員の配備体制」を準用する。</p> <p>この場合において、同節第2-2中「県内で震度4（実測値）を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、県内で震度5弱（実測値）を観測する地震が発生したとき、又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>されたとき（ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による）とあるのは「宮城県に津波注意報が発表されたとき」と、「震度5強（実測値）を観測する地震が発生したとき」とあるのは「津波警報が発表されたとき」と、第3-1中「当該市町村」とあるのは「当該市町」と読み替える。</p>	表現の適正化
66	<p>第21節 火災予防対策</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 消防計画の充実強化</p> <p><u>地震編 第2章 第21節の「第5 消防計画の充実強化」を準用する。</u></p> <p>_____</p>	<p>第21節 火災予防対策</p> <p>第1から第5まで (略)</p> <p>第6 消防計画の充実強化</p> <p><u>県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市町村消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。</u></p> <p><u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>1 消防力等の整備及び点検</u></p> <p><u>2 災害に対応する消防地理、危険区域等の調査</u></p> <p><u>3 消防職員及び消防団員の教育訓練</u></p> <p><u>4 査察その他の予防指導</u></p> <p><u>5 その他火災を予防するための措置</u></p>	防災基本計画の修正
71	<p>第23節 避難対策</p> <p>第4 津波避難ビル等の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の対応</p> <p>県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される<u>県所有施設</u>について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第4 津波避難ビル等の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県の対応</p> <p>県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される<u>県有施設</u>について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。</p>	文言の統一

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
83	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>＜主な実施機関＞</p> <p>（略）</p> <p><u>東日本電信電話（株）宮城事業部</u></p> <p>第1から第3まで （略）</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>＜主な実施機関＞</p> <p>（略）</p> <p><u>NTT東日本（株）宮城事業部</u></p> <p>第1から第3まで （略）</p>	➤ 社名変更
87	<p>第4 地震・津波情報</p> <p>（略）</p> <p>1 情報の種類</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 津波情報</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p>（略）</p> <p>津波情報の種類と発表内容</p> <p>（表 略）</p> <p>（注1） （略）</p> <p>（注2） （略）</p> <p>（注3） 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第4 地震・津波情報</p> <p>（略）</p> <p>1 情報の種類</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 津波情報</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p>（略）</p> <p>津波情報の種類と発表内容</p> <p>（表 略）</p> <p>（注1） （略）</p> <p>（注2） （略）</p> <p>（注3） 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因でデータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなっている観測点は「欠測」と発表する。「欠測」の観測点ではデータが入手できないものの津波が襲来している可能性がある、ということを念頭に、発表中の津波警報等に応じて適切に対応する。</u> 	➤ R7.7.24より 津波観測に 関する情報 について 「欠測」の 運用が始 まったた め。

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考																
	<p>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 (表 略) (注4) (略) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注5)）の発表内容 (表 略)</p>	<p>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容 (表 略) (注4) (略) 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値^(注5)）の発表内容 (表 略)</p>																	
88	<p>(注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値<u>だけ</u>ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>	<p>(注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値<u>_____</u>ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>	▶ 表現の適正化																
88	<p>(3) 津波予報 (略) 津波予報の発表基準とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注)（<u>津波に関するその他の情報に含めて発表</u>）</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注)（<u>津波に関するその他の情報に含めて発表</u>）</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) （ <u>津波に関するその他の情報に含めて発表</u> ）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （ <u>津波に関するその他の情報に含めて発表</u> ）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>(3) 津波予報 (略) 津波予報の発表基準とその内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき^(注) _____</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき^(注) _____</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	内容	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) _____	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) _____	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	▶ 表現の適正化
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																		
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) （ <u>津波に関するその他の情報に含めて発表</u> ）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （ <u>津波に関するその他の情報に含めて発表</u> ）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																		
発表基準	内容																		
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																		
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) _____	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																		
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) _____	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																		

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和6年11月）	修正後	備考
99	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波の警戒</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>9 第二管区海上保安本部は、津波警報等が発表された場合、<u>船艇</u>・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3から第4まで (略)</p>	<p>第12節 避難活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波の警戒</p> <p>1から8まで (略)</p> <p>9 第二管区海上保安本部は、津波警報等が発表された場合、<u>巡視船艇</u>・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図る。その際、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第3から第4まで (略)</p>	➤ 用語の統一
103	<p>第5 避難誘導</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 第二管区海上保安本部は、<u>船艇</u>・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。</p>	<p>第5 避難誘導</p> <p>1から5まで (略)</p> <p>6 第二管区海上保安本部は、<u>巡視船艇</u>・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。</p>	➤ 用語の統一
111	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>(略)</p> <p><u>東日本旅客鉄道（株）仙台支店</u></p> </div> <p>第1から第10まで (略)</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>(略)</p> <p><u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p> </div> <p>第1から第10まで (略)</p>	➤ 社名の修正
114	<p>第11 鉄道施設</p> <p>1 <u>東日本旅客鉄道（株）仙台支社</u></p>	<p>第11 鉄道施設</p> <p>1 <u>東日本旅客鉄道（株）東北本部</u></p>	➤ 社名の修正